議員提出議案第７号

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、衆議院議長、参議院議長、子ども家庭庁長官に意見書を提出する。

令和７年１２月１７日

提出者　三朝町議会議員　遠　藤　勝太郎
賛成者　三朝町議会議員　伊　藤　博　文
賛成者　三朝町議会議員　藤　井　克　孝
賛成者　三朝町議会議員　松　原　成　利
賛成者　三朝町議会議員　吉　村　美穂子

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書

今日、子育て支援の強化が呼ばれていますが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっています。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇の改善が急務となっています。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等の職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としています。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、３分の２が公費助成、３分の１が社会福祉法人の負担とされていますが、公費助成の在り方については、2025年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え、2026 年度までに改めて結論を出すこととされています。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められています。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成が不可欠です。

よって、国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年１２月１７日

鳥取県東伯郡三朝町議会